

令和 5 年度 市民税・都民税
特定配当等・特定株式等譲渡所得金額申告書

※確定申告書で「特定配当等（・特定株式等譲渡所得）の全部の申告不要」を選択した方は、市への手続きは不要です。

東久留米市長殿 令和 年 月 日提出

市役所受付印	令和5年1月1日 の住所	東久留米市	個人番号	
	現住所	【上記住所と同じ口】	生年月日	明 大 昭 平 令 年 月 日
	フリガナ		電話番号	() —
	氏名			

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等とは、所得税 15.315%（復興特別所得税分含む）と住民税 5%の合計 20.315%の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものとなります。（所得税 20.42%（復興特別所得税分含む）の税率で源泉徴収されているものは対象ではありません。）

(1) 確定申告した上場株式等の所得

			住民税の源泉徴収税額 (配当割額・株式等譲渡所得割額)
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	
上場株式等の譲渡所得等 (源泉徴収選択口座内のもの)		円	円

(2) 申告不要制度、もしくは、以下の課税方式を選択します(いずれかに☑をつけてください)

- 上記の所得について、市民税・都民税では申告しません。
 上記の所得について、市民税・都民税では以下の所得として申告します。

			住民税の源泉徴収税額 (配当割額・株式等譲渡所得割額)
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	
上場株式等の譲渡所得等 (源泉徴収選択口座内のもの)		円	円

(3) 添付書類

- 市民税・都民税申告書
 確定申告書(付表等含む全て)の控えの写し
 配当所得等・譲渡所得等に係わる書類(特定口座年間取引報告書の写し、配当の支払通知書)

(4) 提出期限

市民税・都民税納税通知書(税額決定通知書)が送達される前まで

※申告期限(3月15日)までの提出にご協力をお願いいたします。

申告書の提出先(窓口にご持参または郵送): 東久留米市役所 市民部 課税課 市民税係
住所: 〒203-8555 東京都東久留米市本町三丁目3番1号
電話: 042-470-7777 (代表) 内線 2333~2337

裏面の注意事項を必ずお読みください。

<ご注意>

- ① 所得税と住民税での異なる課税方式の選択は、源泉徴収口座ごとに選択することができます。
同一の源泉徴収口座内で、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得等で損益通算されている場合は、配当所得等のみを申告不要とすることはできません。
- ② おもて面の表の住民税の源泉徴収税額の記載に誤りがあるなど、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがありますので、あらかじめご了承ください。
- ③ 扶養控除や配偶者控除などの適用、住民税の非課税判定、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定に影響が出る場合があります。